



発行 東京都

目次

34

規則

- 東京都立皮革技術センター条例施行規則の一部を改正する規則……………（産業労働局商工部創業支援課）……………一
- 東京都が設立する地方独立行政法人東京都立産業技術研究センターの業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する規則の一部を改正する規則……………（同）……………二
- 東京都貸金業法施行規則の一部を改正する規則……………（産業労働局金融部貸金業対策課）……………二
- 東京都農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則……………（産業労働局農林水産部調整課）……………三
- 東京都農業関係試験等手数料条例施行規則の一部を改正する規則……………（同）……………四
- 東京都沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則……………（同）……………四
- 東京都沿岸漁業改善資金償還金の徴収又は収納事務の委託に関する規則の一部を改正する規則……………（同）……………五
- 東京都漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則……………（同）……………五
- 農業取締法施行細則の一部を改正する規則……………（産業労働局農林水産部食料安全課）……………五
- 家畜伝染病のまん延防止に関する規則の一部を改正する規則……………（同）……………六
- 東京都家畜保健衛生所における検査等手続規則の一部を改正する規則……………（同）……………六
- 東京都飼料検定条例施行規則の一部を改正する規則……………（同）……………六
- 獣医療法施行細則の一部を改正する規則……………（同）……………六
- 東京都動物用生物学的製剤に係る使用許可手続に関する規則の一部を改正する……………（同）……………六

規則……………（同）……………七

○東京都動物用医薬品及び再生医療等製品の販売業並びに動物用高度管理医療機器等の販売業又は貸与業に係る申請手続等に関する規則の一部を改正する規則……………（同）……………七

○農地法施行細則の一部を改正する規則……………（産業労働局農林水産部農業振興課）……………八

○養鶏振興法施行細則の一部を改正する規則……………（同）……………九

○養蜂振興法施行細則の一部を改正する規則……………（同）……………一〇

○東京都種畜検査条例施行規則の一部を改正する規則……………（同）……………一〇

○家畜商法施行細則の一部を改正する規則……………（同）……………一〇

○東京都特定水産資源の漁獲量等の報告及び採捕の停止に関する規則……………（産業労働局農林水産部水産課）……………一一

○東京都漁船法施行細則の一部を改正する規則……………（同）……………一三

○東京都都行造林条例施行規則の一部を改正する規則……………（産業労働局農林水産部森林課）……………一三

○東京都保安林の指定及び解除等に関する規則の一部を改正する規則……………（同）……………一三

○東京都林業種苗法施行細則の一部を改正する規則……………（同）……………一三

○東京都しごとセンター条例施行規則の一部を改正する規則……………（産業労働局雇用就業部就業推進課）……………一四

○遺児等の身元保証に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………（同）……………一四

○東京都職場適応訓練の実施に関する規則の一部を改正する規則……………（同）……………一五

○東京都職業訓練手当支給規則の一部を改正する規則……………（産業労働局雇用就業部能力開発課）……………一五

規則

東京都立皮革技術センター条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

東京都規則第百五十四号

東京都立皮革技術センター条例施行規則の一部を改正する規則

東京都立皮革技術センター条例施行規則（昭和五十八年東京都規則第二十五号）の一

部を次のように改正する。

別表第二の部一の款(一)の項中15から20までを16から21までとし、同項14中「透湿度」の下に「(静置法)」を加え、同項中14を15とし、13の次に次のように加える。

14 透湿度(振とう法)

同 一〇、二四〇円

附則

- 1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の東京都立皮革技術センター条例施行規則の規定により依頼を受けているものに係る手数料については、なお従前の例による。

東京都が設立する地方独立行政法人東京都立産業技術研究センターの業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第百五十五号

東京都が設立する地方独立行政法人東京都立産業技術研究センターの業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する規則の一部を改正する規則

東京都が設立する地方独立行政法人東京都立産業技術研究センターの業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する規則(平成十八年東京都規則第七十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「産業技術」の下に「(食品工業技術を含む。以下同じ。)」を加える。

附則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

東京都貸金業法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第百五十六号

東京都貸金業法施行細則の一部を改正する規則

東京都貸金業法施行細則(昭和五十八年東京都規則第四百十六号)の一部を次のように改正する。

第十条中「第二十六条の二十九第二項」の下に「及び第三項」を加え、「二部、同条第三項の都道府県知事が定める部数は三部」を、「二部」に改める。

別記第一号様式中「㊸」を削り、

閲覧の目的					登録番号	業 者 名	所 在 地	貸出印	返還印

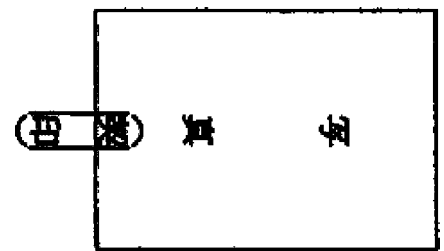
を

閲覧の目的													
登録番号	貸金業者名												
所在地	備考												
合計													

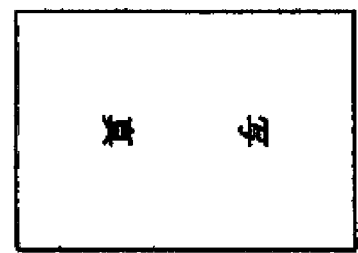
改める。

に

別記第二号様式(表中)



を



に改め、

「㊸」を削る。

附則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都貸金業法施行細則の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則を公布する。  
令和三年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第五百七十七号

東京都農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則

東京都農業近代化資金利子補給規則(昭和三十七年東京都規則第七十一号)の一部を次のように改正する。

別記第二号様式中「㊸」を削る。

別記第三号様式中「㊸」を「㊹」に改め、「㊸」を削り、「すえ置」を「据置き」に改める。

別記第四号様式中「㊸」を削る。

別記第五号様式中「㊸」を「㊹」に改め、「㊸」を削り、「すえ置」を「据置き」

に改める。

別記第九号様式中「㉞」を削る。

附則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都農業近代化資金利子補給規則別記第二号様式から別記第五号様式まで及び別記第九号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都農業関係試験等手数料条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第五百五十八号

東京都農業関係試験等手数料条例施行規則の一部を改正する規則

東京都農業関係試験等手数料条例施行規則（平成十七年東京都規則第六十一号）の一部を次のように改正する。

- 別記第一号様式中「㉞」を削る。
- 別記第二号様式中「㉞」を削る。
- 別記第三号様式中「㉞」を削る。
- 別記第四号様式及び第五号様式中「㉞」を削る。
- 別記第六号様式中「㉞」を削る。
- 別記第七号様式中「㉞」を削る。
- 別記第八号様式中「㉞」を削る。
- 別記第九号様式及び第十一号様式中「㉞」を削る。

附則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都農業関係試験等手数料条例施行規則の様式（この規則により改正されるものに限る。）による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第五百五十九号

東京都沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

東京都沿岸漁業改善資金貸付規則（昭和五十四年東京都規則第四百十五号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「東京都信用漁業協同組合連合会」を「東日本信用漁業協同組合連合会」に改める。

第九条第三項中「し、かつ、各個人の確認印を押印」を削る。

第十四条中「東京都信用漁業協同組合連合会」を「東日本信用漁業協同組合連合会」に改める。

別記第一号様式中「㉞」を削る。

別記第三号様式及び第四号様式中「㉞」を「㉞」に改め、「㉞」を削る。

別記第五号様式（裏）中「し、各人の確認印を押印」を削る。

別記第六号様式中

- 「 住 所  
借受者 氏名又は名称  
及び代表者氏名  
住 所  
借受者 氏名又は名称  
及び代表者氏名  
」  
に改める。

別記第七号様式中「㉞」を削る。

別記第八号様式及び第九号様式中「㉞」を「㉞」に改め、「㉞」を削る。

附則

- 1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。ただし、第九条第三項、別記第一号様式、第三号様式、第四号様式、第五号様式（裏）及び第六号様式から第九号様式ま

での改正規定は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都沿岸漁業改善資金貸付規則別記第一号様式及び第三号様式から第九号様式までによる用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都沿岸漁業改善資金償還金の徴収又は収納事務の委託に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第六十号

東京都沿岸漁業改善資金償還金の徴収又は収納事務の委託に関する規則の一部を改正する規則

東京都沿岸漁業改善資金償還金の徴収又は収納事務の委託に関する規則（昭和五十五年東京都規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第一項中「東京都信用漁業協同組合連合会」を「東日本信用漁業協同組合連合会」に改める。

別記第三号様式中「㊦」を削る。

附 則

1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。ただし、別記第三号様式の改正規定は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都沿岸漁業改善資金償還金の徴収又は収納事務の委託に関する規則別記第三号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第六十一号

東京都漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則

東京都漁業近代化資金利子補給規則（昭和四十二年東京都規則第一百十八号）の一部を次のように改正する。

別記様式第二号中「㊦」を削り、「㊧」を「㊨」に改める。

別記様式第三号中「㊧」を「㊨」に改め、「㊩」を削り、「㊪」を「㊫」に改める。

別記様式第四号中「㊬」を削る。

別記様式第五号中「㊭」を「㊮」に改め、「㊯」を削る。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都漁業近代化資金利子補給規則別記様式第二号から別記様式第五号までによる用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

農業取締法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第六十二号

農業取締法施行細則の一部を改正する規則

農業取締法施行細則（平成十二年東京都規則第二百四十七号）の一部を次のように改正する。

別記様式表中「㊰」を削り、同様式表備考1を削り、同様式表備考中2を1とし、3を2とし、同様式表中「㊱」を「㊲」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の農業取締法施行細則別記様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

家畜伝染病のまん延防止に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第六十三号

家畜伝染病のまん延防止に関する規則の一部を改正する規則

家畜伝染病のまん延防止に関する規則（平成四年東京都規則第九十九号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式から第三号様式までの規定中「㉞」を削る。

別記第四号様式から第六号様式までの規定中「㉟」「㊱」を削る。

附則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の家畜伝染病のまん延防止に関する規則の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都家畜保健衛生所における検査等手続規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第六十四号

東京都家畜保健衛生所における検査等手続規則の一部を改正する規則

東京都家畜保健衛生所における検査等手続規則（昭和二十四年東京都規則第二百五号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式から第三号様式までの規定中「㉞」「㉟」（第（家））及び「㊱」（第（家））を削る。

別記第四号様式及び第六号様式中「㉟」「㊱」を「㉟」「㊱」に改め、「㉞」及び「㊱」（第（家））を削る。

附則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都家畜保健衛生所における検査等手続規則の様式（この規則により改正されるものに限る。）による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都飼料検定条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第六十五号

東京都飼料検定条例施行規則の一部を改正する規則

東京都飼料検定条例施行規則（昭和五十一年東京都規則第二百一号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式中「㉞」及び「㊱」（第（家））を削る。

別記第二号様式中「㉟」「㊱」を「㉟」に改め、「㊱」を削る。

別記第三号様式中「㉞」及び「㊱」（第（家））を削る。

別記第四号様式中「㉟」「㊱」を「㉟」に改め、「㊱」を削る。

附則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都飼料検定条例施行規則別記第一号様式から別記第四号様式までによる用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

獣医療法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第百六十六号

獣医療法施行細則の一部を改正する規則

獣医療法施行細則(平成十二年東京都規則第二百四十九号)の一部を次のように改正する。

別記第一号様式1中「㉔」を削り、同様式1注意事項2を削り、同様式1注意事項3中「ㄥㄥㄥ」を「ㄥㄥ」に改め、同様式1注意事項中3を2とし、4を3とする。

別記第三号様式中「㉔」を削り、同様式注意事項2を削り、同様式注意事項中3を2とし、4を3とする。

別記第四号様式中「㉔」を削り、同様式注意事項2を削り、同様式注意事項中3を2とし、4を3とし、5を4とする。

附則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の獣医療法施行細則別記第一号様式、第三号様式及び第四号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都動物用生物学的製剤に係る使用許可手続に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第百六十七号

東京都動物用生物学的製剤に係る使用許可手続に関する規則の一部を改正する規則

東京都動物用生物学的製剤に係る使用許可手続に関する規則(平成十二年東京都規則第二百五十号)の一部を次のように改正する。

別記第一号様式から第三号様式までの規定中「㉔」を削り、同様式備考を削る。  
別記第四号様式及び第五号様式中「㉔」を削る。

別記第六号様式中「㉔」を削り、同様式備考1及び2を削り、同様式備考3を同様式備考とする。

別記第七号様式中「㉔」を削り、同様式備考を削る。

附則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都動物用生物学的製剤に係る使用許可手続に関する規則の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都動物用医薬品及び再生医療等製品の販売業並びに動物用高度管理医療機器等の販売業又は貸与業に係る申請手続等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第百六十八号

東京都動物用医薬品及び再生医療等製品の販売業並びに動物用高度管理医療機器等の販売業又は貸与業に係る申請手続等に関する規則の一部を改正する規則

東京都動物用医薬品及び再生医療等製品の販売業並びに動物用高度管理医療機器等の販売業又は貸与業に係る申請手続等に関する規則(平成十二年東京都規則第二百五十一号)の一部を次のように改正する。

別記第一号様式中「㉔」を削り、同様式(注)を削る。

別記第二号様式及び第三号様式中「㉔」を削る。

別記第四号様式中「㉔」を削り、同様式(注)を削る。

別記第四号様式の二中「㉔」を削り、同様式(注意)を削る。

別記第四号様式の三及び第四号様式の四中「㉕」を削る。

別記第四号様式の五中「㉖」を削り、同様式(注意)を削る。

別記第四号様式の六中「㉗」を削り、同様式(注意)を削る。

別記第四号様式の七及び第四号様式の八中「㉘」を削る。

別記第四号様式の九中「㉙」を削り、同様式(注意)を削る。

別記第四号様式の十中「㉚」を削り、同様式(注意)を削る。

別記第四号様式の十一及び第四号様式の十二中「㉛」を削る。

別記第四号様式の十三中「㉜」を削り、同様式(注意)を削る。

別記第五号様式中「㉝」を削り、同様式(注意)を削る。

別記第六号様式中「㉞」を削り、同様式(注意)1及び2を削り、同様式(注意)3を同様式(注意)とする。

別記第七号様式中「㉟」を削り、同様式(注意)1及び2を削り、同様式(注意)中3を1とし、

4を2とし、5を3とする。

別記第八号様式中「㊦」を削り、同様式(注意)を削る。

附則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都動物用医薬品及び再生医療等製品の販売業並びに動物用高度管理医療機器等の販売業又は貸与業に係る申請手続等に関する規則の様式(この規則により改正されるものに限る。)による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

農地法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第六十九号

農地法施行細則の一部を改正する規則

農地法施行細則(昭和二十八年東京都規則第九十八号)の一部を次のように改正する。

別記第一号様式中「㉠」を削り、同様式(記載要領)1を削り、同様式(記載要領)中2を1とし、3から

6までを2から5までとする。

別記第三号様式1中「㉡」を削り、同様式(記載要領)2(記載要領)1を削り、同様式(記載要領)2(記載要領)中2を1とし、

3から8までを2から7までとし、同様式(記載要領)中3



						簿目
						申
						所

を

						住
						所

に改める。

別記第四号様式1面中「㊦」を削り、同様式3面要領(記載)2を削り、同様式3面要領(記載)3を2とし、

4から6までを3から5までとする。

附則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則の施行の際、この規則による改正前の農地法施行細則別記第一号様式、第

三号様式及び第四号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

養鶏振興法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第七十号

養鶏振興法施行細則の一部を改正する規則

養鶏振興法施行細則(昭和三十六年東京都規則第六十四号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号(表)中「㊦」を削り、「(B6)」を「(日本産業規格B列6号)」に改め、同様式(裏)中

審査員職氏名	印
--------	---

を

審査員職氏名	
--------	--

に「捺す

こ」を「捺す」に、「表示」を「表示等」に改める。

別記様式第三号(イ)及び様式第三号(ロ)中「㊦」を削る。

別記様式第四号(イ)、様式第四号(ロ)及び様式第五号中「㊦」を削る。

別記様式第六号(表)中「㊦」を削り、同様式(裏)中「㊦」を「捺す」に、「立入検査」を「立入検査等」に改める。

附則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則の施行の際、この規則による改正前の養鶏振興法施行細則の様式(この規則により改正されるものに限る。)による用紙で、現に残存するものは、所要の修正

を加え、なお使用することができる。

養蜂振興法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

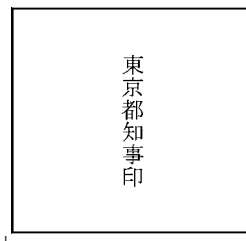
●東京都規則第七十一号

養蜂振興法施行細則の一部を改正する規則

養蜂振興法施行細則(平成十二年東京都規則第四十号)の一部を次のように改正する。  
別記第一号様式中「㊦」を削り、同様式備考1を削り、同様式備考中2を1とし、3から6までを2から5までとする。

別記第二号様式中「㊦」を削り、同様式備考1を削り、同様式備考中2を1とし、3を2とし、4を3とする。

別記第三号様式(裏中)



を削る。

附則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の養蜂振興法施行細則の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都種畜検査条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第七十二号

東京都種畜検査条例施行規則の一部を改正する規則

東京都種畜検査条例施行規則(昭和二十七年東京都規則第三百十八号)の一部を次のように改正する。

別記第二号様式表中「㊦」を削り、同様式裏中

地方種畜検査委員氏名	印

を

地方種畜検査委員氏名				

に、

「発行者」を「発行者」に改める。  
「証印」

附則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都種畜検査条例施行規則別記第二号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

家畜商法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年三月三十一日

●東京都規則第七十三号

東京都知事 小 池 百合子

家畜商法施行細則の一部を改正する規則

家畜商法施行細則(昭和三十八年東京都規則第二十九号)の一部を次のように改正する。

別記第三号様式、第四号様式及び第六号様式中「㊦」を削る。

別記第七号様式の一及び第七号様式の二中「㊧」を「㊨」に改め、「㊩」を削る。

別記第八号様式表中「㊪」を削り、同様式裏中「㊫ ㊬」を「㊭ ㊮」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の家畜商法施行細則の様式(この規則により改正されるものに限る。)による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都特定水産資源の漁獲量等の報告及び採捕の停止に関する規則を公布する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第七十四号

東京都特定水産資源の漁獲量等の報告及び採捕の停止に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号。以下「法」という。)第二十六条第一項、第三十条第一項及び第三十三条第二項の規定に基づき、特定水産資源(法第十一条第二項第三号に規定する特定水産資源をいう。以下同じ。)の漁獲量等の報告及び採捕の停止に関し必要な事項を定めるものとする。

(漁獲量等の報告の方法)

第二条 法第二十六条第一項又は第三十条第一項の規定による報告は、当該報告を行う者の使用に係る電子計算機と知事の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信

され、知事の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるものにより行うものとする。ただし、電子情報処理組織の異常若しくは保守点検又は報告すべき事項が著しく急激に増加したことその他やむを得ない事由がある場合においては、書面により行うことができる。

2 前項ただし書に規定する書面を郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)第二条第六項に規定する一般信書事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書事業者による同条第二項に規定する信書便で提出した場合における特定水産資源を陸揚げした日から知事に報告するまでの期間の計算については、送付に要した日数は、算入しない。

(代理人による報告)

第三条 法第二十六条第一項又は第三十条第一項の規定による報告をしようとする者が、代理人により当該報告をする場合には、あらかじめ、その権限を証する書面を知事に提出しなければならない。

(特定水産資源の採捕の停止)

第四条 知事が法第三十三条第二項各号のいずれかに該当すると認める旨の告示をしたときは、それぞれ当該各号に定める者は、当該告示をした日の翌日から同日の属する管理年度(法第十一条第二項第三号に規定する管理年度をいう。)の末日(当該告示において期間が定められた場合にあつては、当該期間の末日)までの間は、当該告示に係る特定水産資源の採捕をしてはならない。

2 前項の規定にかかわらず、知事が同項の告示に係る場合に該当しなくなったと認めると認められたときは、同項の告示に係る者は、当該該当しなくなったと認めると認められた日から同項の告示に係る特定水産資源の採捕をすることができる。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行細則の廃止)

2 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行細則(平成十年東京都規則第二百八十一号)は、廃止する。

(海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行細則の廃止に伴う経過措置)

3 漁業法等の一部を改正する等の法律(平成三十年法律第九十五号)附則第二十八条に規定する海洋生物資源については、同条の規定により同法第六条の規定による廃止前の海洋生物資源の保存及び管理に関する法律(平成八年法律第七十七号)の規定がなおその効力を有することとされる間は、前項の規定による廃止前の海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行細則の規定は、なおその効力を有する。

東京都漁船法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第七十五号

東京都漁船法施行細則の一部を改正する規則

東京都漁船法施行細則(昭和二十六年東京都規則第百十四号)の一部を次のように改正する。

別記第一号様式から第三号様式までの規定中「㉔」を削る。

別記第四号様式(表)面、第五号様式(表)面及び第六号様式(表)面中「㉔」を削る。

別記第七号様式中「㉔」を「㉕」に改め、「㉔」を削る。

別記第八号様式中「㉔」を削る。

別記第九号様式中「㉔5」を「㉔9」に改め、「㉔」及び「㉔」を削る。

別記第十号様式から第十四号様式までの規定中「㉔」を削る。

別記第十五号様式中

「申請者代理人」を

〇〇漁業協同組合長理事 氏名 ㉔」に

「申請者代理人」に

〇〇漁業協同組合長理事 氏名」に

申請者の住所及び氏名	㉔	備考

を

申請者の住所及び氏名	備考

に改める。

附則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都漁船法施行細則の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都行造林条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第七十六号

東京都行造林条例施行規則の一部を改正する規則

東京都行造林条例施行規則（昭和三十五年東京都規則第八八号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式中「シ」を「ト」に改め、「㊦」を削る。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都行造林条例施行規則別記第一号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都保安林の指定及び解除等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第七十七号

東京都保安林の指定及び解除等に関する規則の一部を改正する規則

東京都保安林の指定及び解除等に関する規則（平成十二年東京都規則第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第七条第十項中「署名押印」を「記名」に改める。

別記第一号様式中「㊦」を削り、同様式注意事項1を削り、同様式注意事項2を1とし、3を2とし、4を3とする。

別記第二号様式中「㊦」を削り、同様式注意事項1を削り、同様式注意事項2を1とし、3を2とし、4を3とする。

別記第三号様式中「㊦」を削り、同様式注意事項1を削り、同様式注意事項2を1とし、3を2とし、4を3とする。

別記第四号様式中「㊦」を削り、同様式注意事項1を削り、同様式注意事項2を1とし、3を2とし、4を3とする。

別記第五号様式中「㊦」を削り、同様式注意事項2を削り、同様式注意事項3を2

とし、4から9までを3から8までとする。

別記第六号様式中「㊦」を「㊧」に改め、「㊨」を削る。

別記第七号様式中「㊦」を削り、同様式注意事項1を削り、同様式注意事項2を1とし、3を2とする。

別記第八号様式中「㊦」を削り、同様式注意事項を削る。

別記第九号様式中「㊦」を削り、同様式注意事項2を削り、同様式注意事項3を2とする。

別記第十号様式中「㊦」を削り、同様式注意事項1を削り、同様式注意事項2を1とし、3から5までを2から4までとする。

別記第十一号様式中「㊦」を削り、同様式注意事項1を削り、同様式注意事項2を1とし、3から5までを2から4までとする。

別記第十二号様式中「㊦」を削り、同様式注意事項2を削り、同様式注意事項3を2とし、4を3とし、5を4とする。

別記第十三号様式中「㊦」を「㊧」に改め、「㊨」を削る。

別記第十四号様式中「㊦」を削り、同様式注意事項2を削り、同様式注意事項3を2とし、4を3とし、5を4とする。

別記第十五号様式中「㊦」を削り、同様式注意事項2を削り、同様式注意事項3を2とし、4を3とし、5を4とする。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による東京都保安林の指定及び解除等に関する規則の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都林業種苗法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第七十八号

東京都林業種苗法施行細則の一部を改正する規則

東京都林業種苗法施行細則(昭和四十五年東京都規則第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

別記様式第二号中「㉔」を削る。

別記様式第四号中「㉔」を削る。

附則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都林業種苗法施行細則別記様式第二号及び様式第四号による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都しごとセンター条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小池百合子

●東京都規則第七十九号

東京都しごとセンター条例施行規則の一部を改正する規則

東京都しごとセンター条例施行規則(平成八年東京都規則第三百十号)の一部を次のように改正する。

別記第一号様式中「㉔」を削る。

別記第二号様式中「㉔」を削る。

別記第三号様式中「㉔」を削る。

別記第四号様式中「㉔」を削る。

別記第五号様式及び第六号様式中「㉔」を削る。

附則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都しごとセンター条例施行規則別記第一号様式から第六号様式までによる用紙で、現に残存するものは、所要の修正

を加え、なお使用することができる。

遺児等の身元保証に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小池百合子

●東京都規則第八十号

遺児等の身元保証に関する条例施行規則の一部を改正する規則

遺児等の身元保証に関する条例施行規則(昭和三十年東京都規則第九十四号)の一部を次のように改正する。

別記第一号様式中

「住所 申請人 氏名 ㉔」

住所 申請人 氏名 ㉔ を

別記第一号様式中 「住所 申請人 氏名 ㉔」

「住所 申請人 氏名 ㉔」

「はつて」を「貼り付けて」に改める。

別記第三号様式中「基き」を「基つき」「または」を「又は」

「住所 申請人 氏名 ㉔」

住所 申請人 氏名 ㉔

住所 申請人 氏名 ㉔ を

住所 申請人 氏名 ㉔

住所 申請人 氏名 ㉔

住所 申請人 氏名 ㉔

住所 申請人 氏名 ㉔

この改題と申請について回答します。

「  
氏名  
申請人  
住所

「」 「先きに」を「先に」

に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の遺児等の身元保証に関する条例施行規則別記第一号様式及び第三号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都職場適応訓練の実施に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第八十一号

東京都職場適応訓練の実施に関する規則の一部を改正する規則

東京都職場適応訓練の実施に関する規則（昭和三十八年東京都規則第百三十一号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式中「㊦」を削る。

別記第二号様式中「（記名押印又は自筆による署名のいずれかにより記入していただく。）」を削る。

別記第四号様式及び第五号様式中「あこ」を「宛」に改め、「㊦」を削る。

別記第六号様式中「（記名押印又は自筆による署名のいずれかにより記入していただく。）」を削る。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都職場適応訓練の実施に関する規則の様式（この規則により改正されるものに限る。）による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都職業訓練手当支給規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第八十二号

東京都職業訓練手当支給規則の一部を改正する規則

東京都職業訓練手当支給規則（昭和五十年東京都規則第百七十五号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号中「（記名押印又は自筆による署名のいずれかにより記入していただく。）」を削り、「生年月日」を「生年月日」に改め、「男・女」及び「㊦」を削る。

別記様式第一号の二中「㊦」及び「（記名押印又は署名）」を削る。

ふりがな 氏 名	(性 別) 男・女
-------------	--------------

に改める。

別記様式第一号の三中「（記名押印又は自筆による署名のいずれかにより記入していただく。）」を削る。

別記様式第二号中

年	月	日	性別
			男・女

を

年	月	日

に改め、

「国」を削る。

別記様式第三号及び様式第四号中

取扱者	印
出席簿照合済扱者	印

及び「国」を削る。

別記様式第七号中「(記名押印又は自筆による署名のいずれかにより記入してください。)」を削り、「生年月日」を「生年月日」に改め、「男・女」を削る。

別記様式第八号中「(記名押印又は自筆による署名のいずれかにより記入してください。)」を削る。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都職業訓練手当支給規則の様式(この規則により改正されるものに限る。)による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

発行 東京都  
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号  
 電話 〇三(五三二一)一一一一(代)

郵便番号 163-8001

定価 本号  
 一箇月 六、六〇〇円  
 (郵送料を含む) 五〇円

印刷所 勝美印刷株式会社  
 東京都文京区白山一丁目十三番七号  
 電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号 113-0001

